

答えて市長！一般質問

前ページからの続き

◆子どもが持つ力を十分に発揮できる教育のために

問 文部科学省は、児童生徒は生活習慣の未確立、規範意識の低下など心の活力が弱っている傾向があるとして教育基本法や学習指導要領を改正している。その検証が必要と考える。道徳教育などで事態を打開できるか
答 教育長 時代の変化や子どもたちの状況を学校関係者など幅広く協議し、課題の検証を踏まえてきた。未来にふさわしい学校教育のあり方を構築、積み重ねの上に学習指導要領が築かれてきている。さまざま実情があるので加味し、指導している。

2025年を前に所有者不明土地対策を

吉川 敏幸

問 昨年6月、所有者不明土地問題研究会は全国の所有者不明土地が九州を上回る広さに達していると独自の推計を公表した。
①市内の所有者不明土地は、
②所有者不明土地の最大原因である相続未登記の防止対策は、
③地籍調査の進捗状況は、
答 総務部長 ①852平米。
②相続時に周知。それでも未登記の場合は、相続人代表者指定届の提出を以て追跡している。
答 都市整備部長 ③昭和27〜30

年にかけて実施。その後は休止状態。市全体では約30%。

◆地元建設業者の育成・振興 積極的取組を

問 地域の基幹産業であり必要不可欠な地元建設業者の育成について、①ダンピング防止策として、低入札価格調査制度の導入は、②ゼロ債務負担行為の活用は、③週休2日を前提とした工期設定は、④各ランクの企業の参入機会を均等にすると対策は、⑤総合評価方式の件数を増やす考えは、
答 総務部長 ①総合評価方式で導入している。②予算全体の中で注意深くみていく。③国の動向を注視していく。④機会があれば対応していく。⑤どこでも市長等で意見交換をしてきた。今後も地元業者の育成にしっかりと取り組んでいく。

吉川市役所現本庁舎三億円もつたいない建物解体工事

齋藤 詔治

問 昨年の九月議会の質問で庁舎は、解体せず現三階建を平屋建に減築解体し多目的な活用をお願い致しました。今議会に解体費三億円が予算化された。本庁舎は建設後五十年経過の鉄筋コンクリート造・三階建です。

現庁舎は非耐震建物であり、安全面から早急に解体されますが解体工事に、長さ二十五mのコンクリート杭、百十二本が存在します。この杭を抜く理由は、その費用は、資源の有効活用への配慮は、杭を抜かず生かす建築工法等考えられるが、検討をお伺い致します。

答 総務部長 解体費三億円の内、杭抜き費用約一億円程度、理由は、今後現庁舎跡地の利活用を引き続き検討して参ります。尚、第二庁舎（プレハブ建築）は社会福祉協議会の事務所として利用します。現庁舎は耐震基準を満たして無いため、平成三十年事業として解体工事を進めて参ります。既存の杭が残っているのを避けた形での利用となります。

又、法令等から見ますと不要となった地下構造物は廃棄物となる事から適正に処理する考えもあり、今回の解体にあたりましては杭も併せて解体する手法で工事をさせて頂きます。

産業振興部設置 吉川市の農業振興に期待

岩田 京子

問 産業振興部設置、農水省の方を招請。開発だけでなく、農業の活性化に大いに期待する。農地はその存在そのものに価値があり、特に洪水防止機能としての吉川市の水田の価値は8800万円。市内外、特に水

田が少ない近隣市等にこの機能をアピールできないか。また、「食べる」「販売」「使う」等の形で吉川産米を応援する仕組みで住民プライドを成就しては、
答 市民生活部長 他自治体への影響など、数値的根拠はないが、洪水防止機能や地下水の滋養機能等、農地の多面的機能が再評価されていることは認識している。紹介された様々な事例は参考にしたい。吉川が優良な農地の多い、農業の盛んなまちであることをPRしていくことが重要である。

問 流れは集約化であるが、国連では世界の飢餓撲滅と天然資源の保全において、家族農業こそが持続可能な食糧生産の基盤であると謳っている。集約化の一方で、家族農家、小規模農家も支援していくべきだが、
答 市民生活部長 現在の日本の農業を支えているのが家族経営体である。経営状況や経営目標などを基準とした意欲ある農業者への支援策はある。また、単独での営農継続が難しい場合は集約営農に対し国の補助金あり。

新庁舎、快適な利用に 市民利用の「検討会」を

伊藤 正勝

問 新たな歴史を刻むとき。新庁舎で何が変わりますか。
答 総務部長 コンパクトながら災害に強く機能的庁舎に。総合案内の配置などわかりやすい誘

導。太陽光発電や雨水利用での環境負荷低減。執務室は行政需要の変化に対応しやすい空間とし、プライバシーにも配慮したスペースで市民サービスも向上します。
問 開かれた庁舎。10の会議室開放など、7月から業務に支障ない限り貸し出すとの方針が示された。使用の基準は既存の公用施設とのすり合わせをしたうえでのことか。
答 総務部長 庁舎は行政財産で公用施設とは異なる。貸出基準は規則で定めます。

問 この機会に公民館やおあしすを含め市民利用促進の見地で総合的「見直し検討の会」を発線での改善を図っては如何か。
答 総務部長 使用料の比較検討はしているが改めて市民参加での検討会設置は考えていない。
問 市長に「再考を求めるとともに、庁舎前バス停は運動公園側も歩道を削って安全な乗降を確保してほしい。
答 総務部長 道路構造令上では必要な道路に該当していない。県管理の調整池であり、県との協議も必要になる。

はーとふるぽつとの 店舗継続を

小林 昭子

問 市民にも開かれた場所をもつ事はとても重要と考えるが。
答 市長 働く場がある事、賃

金、就労がしつかりある事が第一。はーとふるぽつとを無しにする事、出ていく事が前提で始まったわけではない。様々提案し、市役所の中でという事を選択された。今後、就労を考える検討会を立ち上げ、古い庁舎跡地の活用、公共の土地を含め考える。箱物の重要性は感じている。

◆ランドセルの重さと健康 現状について。

答 教育長 一年生で4kg、2〜5年生5kg、6年生で7kgでした。適正な重さは体重の10%〜20%とされている。適切な重さとなる様家庭とも連携を図る。

◆街にやさしい障がい者施策を

問 ヘルプカードは全員に
答 とも福祉部長 対象者3千名のうち270名に配布。年度替りに3百名に配布できる。今後も徐々に広げていきたい。



問 聴覚障害者に防災ベストを
答 とも福祉部長 今後有効性が確認されれば検討したい。

問 公共交通等へ対応の支援を
答 とも福祉部長 平成28年障がい者差別解消法が施行され事業者に対して合理的配慮が求められるっており、差別解消法の促進の学習会を開催する。

